

- 1 監査等の種類 随時監査
- 2 監査の対象 福祉部
不適正な財務会計事務に対する再発防止策
- 3 監査の実施場所 岐阜市役所市庁舎 11階 監査室
- 4 監査の日程 令和7年7月10日～令和7年8月12日
- 5 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

[意見事項]

(1) 不適正な財務会計事務に対する再発防止策について

令和7年1月6日から2月27日までに執行した福祉部に対する定期監査及び行政監査の結果、不適正な財務会計事務の執行として区分した6項目7件の指摘事項について、業務の進捗把握又はスケジュールの管理を目的とする書類の活用や複数人による確認体制の確立等により、再発防止策が確実に履行され、形骸化せず有効に機能していることを確認した。

不適正事案を二度と発生させないよう、今後とも、これらの再発防止策に継続的に取り組むとともに、取組を風化させることのないよう、再発防止策について、組織への確実な浸透と継承に努められたい。